

# 国立大学法人北海道教育大学 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性大学教員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年 4月 1日 から 平成33年 3月 31日

## 2 内容

目標 女性大学教員の割合20%を目指し、女性大学教員を着実に増加させることにより、男女共同参画を推進する。

### 〈取組内容〉

- (1) 教員採用の公募要領等に、ポジティブ・アクションを定めて、男女共同参画推進の活動をしている旨明記する。
- (2) 大学ホームページ、学内掲示板（hue-IT）等を利用して、男女共同参画推進の活動についての広報活動を、学内外に積極的に行う。
- (3) 女性大学教員を採用したキャンパスには、学長裁量経費の中から、教育・研究環境整備を目的とした物件費・人件費等に充てる「女性教員採用促進経費」として、予算を配分する。
- (4) 新たに採用した女性大学教員に対し、教育・研究体制の整備充実を図ることを目的として、新任女性教員スタート支援経費の支援を行う。
- (5) 育児休業後、職務に復帰した女性大学教員のうち、希望者に対し、教育・研究体制の整備充実を図ることを目的として、経費の支援を行う。